

1. 基本情報 (令和5年3月現在)

人口	35,530人	保護率	0.72%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況 (令和3年度)

新規相談受付件数 (人口10万人当たり)	13.7/月				
プラン作成件数 (人口10万人当たり)	5.0/月				
就労支援対象者数 (人口10万人当たり)	2.3/月				
就労・増収率 (%)	0.0				
任意事業等の実施状況 (令和5年度 (予定))					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○

3. 会議の概要等 (令和3年度)

構成員	町村福祉担当課、税務担当課、水道・公営住宅担当課、包括、教育委員会、社協、自立相談支援機関、家計改善支援機関、障害者就業・生活支援センター、保健所、ハローワーク、若者活動支援拠点、総合支庁子ども家庭支援課
会議の内容	各構成員より下記3分類に該当する世帯について概要資料を作成、会議当日説明してもらい、情報共有を図る。 ・生活困窮が疑われる事案 (料金滞納等) ・ひきこもり ・その他 (動物の多頭飼育等)
開催方法等	各町村年1回 (総合支庁としては計7回)、2時間程度、各町村役場会議室
その他特記事項	・会議の準備は最上総合支庁が行う。 ・概要資料を町村各担当課に事前送付し、会議前に料金滞納状況を確認してもらっている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

平成30年の法改正を受け、県本庁にて平成31年4月1日付け設置要綱を制定し、設置。
料金滞納状況は各町村担当課同士で情報共有を図って対応していたが、福祉担当課に生活が困窮している者として十分に情報提供がなされていなかった。

設置要綱の策定
【H31.3】

・国の示すガイドラインのひな型を基に、県本庁にて設置要綱を策定。平成31年4月1日付け施行。

設置に向けて

開催方法の検討
【H31.6】

・最上総合支庁における開催方法について、自立相談支援機関に相談。料金滞納等の情報共有を図るためには、町村税務担当課、水道・公営住宅担当課の出席が不可欠であることから、各町村役場の会議室で年1回定期的に開催する方針となる。

支援会議の出席依頼
【H31.4~R1.7】

・支援会議の概要について、各町村福祉担当課に説明。【H31.4】
・支援会議開催方針が固まった後、最初の開催となる町村の福祉担当課に会場及び町村各担当課の日程調整を依頼。【R1.7】
・町村役場関係以外の構成員に、支援会議の概要を説明・了解を得た後、会議の開催通知を送付。

令和元年8月 事業開始

会議開催

・開催回数：各町村年1回 (総合支庁としては計7回) (令和3年度)
・料金滞納等の生活困窮が疑われる事案の情報共有が進んでいる他、生活困窮者に多い動物の多頭飼育の問題解決にも一役買っている。
・ひきこもり事案の検討も行うことから、各町村のひきこもり市町村プラットフォームの連絡会議としても機能している。